

総合評価落札方式（標準型）試行要領 新旧対照表

改正後	現行
長崎県建設工事総合評価落札方式（標準型）試行要領 平成19年1月19日 18監第468号 最終改正 平成25年6月25日 25建企第196号 1 目的 この要領は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、建設工事に關する入札を総合評価落札方式（標準型）による一般競争入札（以下「総合評価落札方式（標準型）」という。）により実施する場合の事務処理について必要な事項を定める。 2 適用範囲 この要領は、次に定める建設工事に係る請負契約を締結しようとする場合に適用する。 （1）特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約をいう。）対象工事のうち、契約担任者が、総合評価落札方式（標準型）に基づき執行することが適当であると認める工事。 なお、適当であると認める工事とは、企業の技術力（技術提案、配置予定技術者の能力及び企業の施工能力をいう。以下同じ）と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事。	長崎県建設工事総合評価落札方式（標準型）試行要領 平成19年1月19日 18監第468号 最終改正 平成22年 8月11日 22建企第271号 1 目的 この要領は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、建設工事に關する入札を総合評価落札方式（標準型）による一般競争入札（以下「総合評価落札方式（標準型）」という。）により実施する場合の事務処理について必要な事項を定める。 2 適用範囲 この要領は、次に定める建設工事に係る請負契約を締結しようとする場合に適用する。 （1）特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約をいう。）対象工事のうち、契約担任者が、総合評価落札方式（標準型）に基づき執行することが適当であると認める工事。 なお、適当であると認める工事とは、企業の技術力（施工計画、配置予定技術者の能力及び企業の施工能力をいう。以下同じ）並びに工事目的物の性能・機能に關する事項及び社会的要請に關する事項に係る技術提案（以下「技術提案」という。）と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事。

総合評価落札方式（標準型） 試行要領 新旧対照表

改正後	現行
(2) その他、契約担任者が、総合評価落札方式（標準型）に基づき執行することが適当であると認める工事。 ただし、特定調達契約以外においても、契約担任者が執行することが適当であると認めた場合は、この限りではない。	(2) その他、契約担任者が、総合評価落札方式（標準型）に基づき執行することが適当であると認める工事。 ただし、特定調達契約以外においても、契約担任者が執行することが適当であると認めた場合は、この限りではない。
2の2 入札方式の適用 長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（平成15年長崎県告示第780号。以下「一般競争入札要綱」という。）第2条第15号に規定する事前審査型入札を適用する。	2の2 入札方式の適用 長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（平成15年長崎県告示第780号。以下「一般競争入札要綱」という。）第2条第15号に規定する事前審査型入札を適用する。
3 学識経験を有する者の意見の聴取 契約担任者は、総合評価落札方式（標準型）を行おうときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第4項及び第5項に関する事項、その他必要な事項に関し、学識経験を有する者の意見を聴かなければならないものとする。 なお、この場合、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定に基づき、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。	3 学識経験を有する者の意見の聴取 契約担任者は、総合評価落札方式（標準型）を行おうときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第4項及び第5項に関する事項、その他必要な事項に関し、学識経験を有する者の意見を聴かなければならないものとする。 なお、この場合、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定に基づき、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
4 入札公告 契約担任者は、総合評価落札方式（標準型）による入札を実施しようとするときは、一般競争入札要綱の規定に基づくほか、次の事項について公告する。	4 入札公告 契約担任者は、総合評価落札方式（標準型）による入札を実施しようとするときは、一般競争入札要綱の規定に基づくほか、次の事項について公告する。

総合評価落札方式（標準型）試行要領 新旧対照表

改正後	現行
ア 総合評価落札方式（標準型）による旨 イ 技術提案により施工しようとする場合は、その内容を明示した技術提案を提出すること。 ウ 価格以外の評価点の評価項目、配点及び評価基準に関すること。また、設定がある場合、最低限の要求要件及び目標状態。 エ 総合評価の方法及び落札者の決定方法 オ 価格、企業の技術力及び技術提案をもって入札するものとし、入札書提出時には技術提案を別途提出することとし、一部でも欠いた者、重大な誤記記載があった者及び虚偽記載等明らかに悪質な行為があった者の行った入札は無効となること。さらに、入札書提出時の技術提案は採否通知で採用されたもののみを提出するものとし、採用されたものと異なるものや不採用となったものを提出した者の行った入札も無効となること。 カ 技術提案の採否については、5（1）の技術資料提出期限の日の翌日から起算して、15日～20日以内（長崎県の休日を含める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日を除く。（以下「休日を除く。」という。））に通知すること。その際、その採否に対して、理由の説明要求及び苦情申立てを行うことができるものとする。 キ 技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではないこと。 ク 採用された技術提案が履行できなかった場合において、再度施工が	ア 総合評価落札方式（標準型）による旨 イ 施工計画及び技術提案（以下「技術提案等」という。）により施工しようとする場合は、その内容を明示した技術提案等を提出すること。 ウ 価格以外の評価点の評価項目、配点及び評価基準に関すること。また、設定がある場合、最低限の要求要件及び目標状態。 エ 総合評価の方法及び落札者の決定方法 オ 価格、企業の技術力及び技術提案をもって入札するものとし、入札書提出時には技術提案等を別途提出することとし、一部でも欠いた者、重大な誤記記載があった者及び虚偽記載等明らかに悪質な行為があった者の行った入札は無効となること。さらに、入札書提出時の技術提案は採否通知で採用されたもののみを提出するものとし、採用されたものと異なるものや不採用となったものを提出した者の行った入札も無効となること。 カ 技術提案等の採否については、5（1）の技術資料提出期限の日の翌日から起算して、15日～20日以内（長崎県の休日を含める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日を除く。（以下「休日を除く。」という。））に通知すること。その際、その採否に対して、理由の説明要求及び苦情申立てを行うことができるものとする。 キ 技術提案等については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではないこと。 ク 採用された技術提案等が履行できなかった場合において、再度施工が

総合評価落札方式（標準型）試行要領 新旧対照表

改正後	現行
困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行うものとする。また、技術提案がされた部分において採用された技術提案、仕様を満たさなかったものがある場合は、工事成績減点を行うものとする。 ケ 工事の施工時において要求する評価項目があり、その履行を誓約した場合（以下、「<u>工事施工時履行項目</u>」という。）で、履行が確認されない場合は、<u>工事成績減点の減点対象とすることができる。</u> コ 長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱（平成25年長崎県告示第709号）（以下「低入札要綱」という。）に基づく調査は、低入札要綱第3条に規定する低入札調査基準価格を下回った（以下「低入札調査対象者」という）入札者すべてを対象とする。ただし、別に定める低入札価格調査制度特別重点調査要領（以下「要領」という。）の特別重点調査対象者となった者については、当該要領に基づく調査を実施するものとする。	が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行うものとする。また、技術提案等がされた部分において採用された技術提案等、仕様を満たさなかったものがある場合は、工事成績減点の減点を行うものとする。 ケ 長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱（平成17年長崎県告示第403号）（以下「低入札要綱」という。）に基づく調査は、低入札要綱第6条の規定に係わらず低入札要綱第3条に規定する低入札調査基準価格を下回った（以下「低入札調査対象者」という）入札者すべてを対象とする。また、低入札に係る履行能力確認要領第2条に規定する履行能力強化価格を下回る低入札調査対象者については、同要領第3条の規定による調査（以下「<u>履行能力確認調査</u>」という。）を行うものとする。ただし、低入札調査基準価格を下回る場合の調査と履行能力確認調査が重複して対象となる者については、<u>履行能力確認調査のみを行うものとする。</u>
サ その他総合評価に関する事項 5 技術資料の提出 (1) 入札に参加しようとする者は、「技術資料作成要領」に定められた資料（以下「技術資料」という。）を入札公告の日から起算して25日以内（公告日及び休日を含む）に持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書	コ その他総合評価に関する事項 5 技術資料の提出 (1) 入札に参加しようとする者は、「技術資料作成要領」に定められた資料（以下「技術資料」という。）を入札公告の日から起算して25日以内（公告日及び休日を含む）に持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書

総合評価落札方式（標準型）試行要領 新旧対照表

改正後	現行
留郵便に限る。提出期限内必着。）により提出しなければならないものとする。 (2) 技術提案を提出する場合で、技術提案が採用されない場合は標準案に基づいて施工するものとする。 (3) 技術資料の提出期限後は、既に提出した技術資料の訂正、差換え及び再提出は認めないものとする。 (4) 技術資料を提出した者が、一般競争入札要綱第7条に規定する申請書を同条に規定する提出期限内に提出しなかった場合は、その者による技術資料の提出はなかつたものとみなす。 5の2 配置予定技術者の取扱い (1) 他の建設工事の入札（国、県、市町村、公社、公団等の実施する入札。）に配置予定技術者として申請した者を、総合評価落札方式（標準型）の入札において配置予定技術者として申請することができる。 (2) 同一の総合評価落札方式（標準型）の入札において2名まで配置予定技術者として申請することができる。なお、共同企業体の場合は、各構成員2名までとする。 (3) (2) の場合における配置予定技術者の評価は、申請された配置予定技術者のうち評価点の総計が最も低い配置予定技術者で行うものとする。 (4) 技術資料の提出期限後は、申請した配置予定技術者の変更を認めないものとする。	留郵便に限る。提出期限内必着。）により提出しなければならないものとする。 (2) 技術提案等を提出する場合で、技術提案等が採用されない場合は標準案に基づいて施工するものとする。 (3) 技術資料の提出期限後は、既に提出した技術資料の訂正、差換え及び再提出は認めないものとする。 (4) 技術資料を提出した者が、一般競争入札要綱第7条に規定する申請書を同条に規定する提出期限内に提出しなかった場合は、その者による技術資料の提出はなかつたものとみなす。 5の2 配置予定技術者の取扱い (1) 他の建設工事の入札（国、県、市町村、公社、公団等の実施する入札。）に配置予定技術者として申請した者を、総合評価落札方式（標準型）の入札において配置予定技術者として申請することができる。 (2) 同一の総合評価落札方式（標準型）の入札において2名まで配置予定技術者として申請することができる。なお、共同企業体の場合は、各構成員2名までとする。 (3) (2) の場合における配置予定技術者の評価は、申請された配置予定技術者のうち評価点の総計が最も低い配置予定技術者により企業の技術力に係る評価を行うものとする。 (4) 技術資料の提出期限後は、申請した配置予定技術者の変更を認めないものとする。

総合評価落札方式（標準型）試行要領 新旧対照表

改正後	現行
6 技術資料の審査 技術資料の審査は、一般競争入札要綱第2条第5号に規定する競争参加資格委員会（競争参加資格委員会委員長が別に定める競争参加資格委員会技術審査分科会（以下、「技術審査分科会」という。）に委ねた場合は技術審査分科会）において行い、3に定める学識経験を有する者の意見を聴取する。	6 技術資料の審査 技術資料の審査は、一般競争入札要綱第2条第5号に規定する競争参加資格委員会（競争参加資格委員会委員長が別に定める競争参加資格委員会技術審査分科会（以下、「技術審査分科会」という。）に委ねた場合は技術審査分科会）において行い、3に定める学識経験を有する者の意見を聴取する。
7 技術提案の採否通知 （1）技術提案の採否通知は、技術資料の提出期限の翌日から起算して15日～20日以内（休日を除く。）に行うものとする。	7 技術提案等の採否通知 （1）技術提案等の採否通知は、技術資料の提出期限の翌日から起算して15日～20日以内（休日を除く。）に行うものとする。
8 技術提案の採否に対する説明 （1）技術提案が適正と認められない旨通知を受けた者は、契約担任者に対し通知の日から7日以内（休日を除く。）に説明を求めることができ、長崎県建設工事苦情処理手続要綱（平成15年6月20日付15監第149号）第5条に基づき書面を持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けられないものとする。 （2）契約担任者は、（1）の規定に基づき説明を求められた場合は、提出日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に書面により回答するものとする。	8 技術提案等の採否に対する説明 （1）技術提案等が適正と認められない旨通知を受けた者は、契約担任者に対し通知の日から7日以内（休日を除く。）に説明を求めることができ、長崎県建設工事苦情処理手続要綱（平成15年6月20日付15監第149号）第5条に基づき書面を持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けられないものとする。 （2）契約担任者は、（1）の規定に基づき説明を求められた場合は、提出日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に書面により回答するものとする。
9 入札	9 入札

総合評価落札方式（標準型）試行要領 新旧対照表

改正後	現行
入札者は、価格、企業の技術力及び技術提案をもって入札するものとし、入札書提出時には、技術提案入札書及び工事費内訳書取扱要領（平成20年7月9日20建企第233号）に基づく工事費内訳書（7. の通知で採用されたもののみを記載。）を別途提出するものとする。 ただし、技術提案を提出しなかった者及び提出した技術提案が全て否とされた者については技術提案入札書の提出は不要とする。 10 入札実施における特例 この要領に基づき入札を行うときは、他の要領等の規定に関わらず次のとおり実施する。 (1) 一般競争入札要綱第7条第1項中「入札公告の日の翌日から起算して10日（休日を除く。）を「入札公告の日から起算して25日（公告日及び休日を含む）」及び第12条第2項中「10日」を「15日～20日（休日を除く。）」に読み替えるものとする。 (2) 削除	入札者は、価格、企業の技術力及び技術提案をもって入札するものとし、入札書提出時には、技術提案等入札書及び工事費内訳書取扱要領（平成20年7月9日20建企第233号）に基づく工事費内訳書（7. の通知で採用されたもののみを記載。）を別途提出するものとする。 ただし、技術提案等を提出しなかった者及び提出した技術提案等が全て否とされた者については技術提案等入札書の提出は不要とする。 10 入札実施における特例 この要領に基づき入札を行うときは、他の要領等の規定に関わらず次のとおり実施する。 (1) 一般競争入札要綱第7条第1項中「入札公告の日の翌日から起算して10日（休日を除く。）を「入札公告の日から起算して25日（公告日及び休日を含む）」及び第12条第2項中「10日」を「15日～20日（休日を除く。）」に読み替えるものとする。 (2) 低入札要綱第6条を「契約担任者は、前条の低入札調査対象者があ る場合には、入札を一時保留し、低入札調査対象者から調査表（低入札調査基準価格を下回った低入札調査対象者においては、様式第1号及び様式第1号の2。履行能力確認調査対象者においては、低入札に係る履行能力確認要領に定める様式。）を提出させて調査を行い、その結果を事務所の競争参加資格委員会の審査に附するものとする。この場合において、事務所の長は、関係部等の競争参加資格委員会に意見を求めることができる。ただし、低入札調査基準価格を下回った低入札調査と履行能力確認調査が重複して対象となる者については、履行

総合評価落札方式（標準型）試行要領 新旧対照表

改正後	現行
(2) 低入札要綱第7条の見出し「(落札候補者の決定)」を「(落札仮決定者の決定)」に読み替える。 (3) 低入札要綱第7条第1項を「契約担任者は、前条の規定に基づき、低入札調査対象者の入札価格により、契約の内容に適合した履行がなされたと認める者のうち、評価値が最も高い者を落札仮決定者とし、その旨を別に定める様式により全ての入札参加者に通知するものとする。」に読み替える。 (5) 削除 (6) 削除 (7) 削除 (4) 一般競争入札要綱第7条に規定する競争参加資格確認申請書を提出した者が、5（1）に規定する提出期限内に技術資料を提出しなかった場合は、申請書を取り下げたものとみなす。 11 入札の無効 技術資料及び9に定める技術提案の提出を一部でも欠いた者、重大な誤	能力確認調査のみを行う。」に読み替える。 (3) 低入札要綱第7条の見出し「(落札者の決定)」を「(落札仮決定者の決定)」に読み替える。 (4) 低入札要綱第7条第1項を「契約担任者は、前条の規定に基づき、低入札調査対象者の入札価格により、契約の内容に適合した履行がなされたと認める者のうち、評価値が最も高い者を落札仮決定者とし、その旨を別に定める様式により全ての入札参加者に通知するものとする。」に読み替える。 (5) 低入札要綱第7条第2項中「最低価格入札者」を「低入札調査対象者」に読み替える。 (6) 低入札要綱第7条第3項を「同条第1項の場合において、契約担任者は、落札仮決定者が配置技術者を専任で配置できない場合で評価値が最も高い者の次に評価値が高い者（以下「次順位者」という。）があるときは、次順位者を落札仮決定者とし、その旨を別に定める様式によりその者に通知するものとする。」に改める。 (7) 低入札要綱第7条第4項を「前項の規定は、次順位者が配置技術者を専任で配置できない場合に準用する。」に読み替える。 (8) 一般競争入札要綱第7条に規定する競争参加資格確認申請書を提出した者が、5（1）に規定する提出期限内に技術資料を提出しなかった場合は、申請書を取り下げたものとみなす。 11 入札の無効 技術資料及び9に定める技術提案等の提出を一部でも欠いた者、重大な誤

総合評価落札方式（標準型）試行要領 新旧対照表

改正後	現行
記記載があった者及び虚偽記載等明らかに悪質な行為があった者のした入札は、無効とする。さらに、入札書提出時の技術提案には採否通知で採用されたもののみを提出するものとし、採用されたものと異なるものや不採用となったものを提出した者の行った入札も無効となること。	誤記載があった者及び虚偽記載等明らかに悪質な行為があった者のした入札は、無効とする。さらに、入札書提出時の技術提案等には採否通知で採用されたもののみを提出するものとし、採用されたものと異なるものや不採用となったものを提出した者の行った入札も無効となること。
12 総合評価及び落札者決定の方法並びに総合評価の基準 「総合評価落札方式（標準型）落札者決定基準」により、3に定める学識経験を有する者の意見を聴取した上で定めるものとする。	12 総合評価及び落札者決定の方法並びに総合評価の基準 「総合評価落札方式（標準型）落札者決定基準」により、3に定める学識経験を有する者の意見を聴取した上で定めるものとする。
13 開札 (1) 入札執行者は、開札後、入札が不調となった場合を除き、入札に関する内容を告知し、入札を保留するものとする。 (2) 契約担任者は、(1)の場合において、「総合評価落札方式（標準型）落札者決定基準」2により落札仮決定者を決定し、その旨を別に定める様式により、直ちに落札仮決定者決定をその者に通知するものとする。 (3) 契約担任者は、(2)の場合において、直ちに開札結果を公表するものとする。	13 開札 (1) 入札執行者は、開札後、入札が不調となった場合を除き、入札に関する内容を告知し、入札を保留するものとする。 (2) 契約担任者は、(1)の場合において、「総合評価落札方式（標準型）落札者決定基準」2により落札仮決定者を決定し、その旨を別に定める様式により、直ちに落札仮決定者決定をその者に通知するものとする。 (3) 契約担任者は、(2)の場合において、直ちに開札結果を公表するものとする。
落札者の仮決定は、開札後保留し、入札結果について入札を執行したか い又は課（「かい又は課」とは、長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第2条第1号又は第3号に規定するものをいう。）の長の承認（かいの長が不在の場合等やむを得ない場合は、かいの長があらかじめ指定した者の承認）を得て原則として開札日の翌日（その日が休日であるときは、そ	落札者の仮決定は、開札後保留し、入札結果について入札を執行したか い又は課（「かい又は課」とは、長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第2条第1号又は第3号に規定するものをいう。）の長の承認（かいの長が不在の場合等やむを得ない場合は、かいの長があらかじめ指定した者の承認）を得て原則として開札日の翌日（その日が休日であるときは、そ

総合評価落札方式（標準型） 試行要領 新旧対照表

改正後	現行
の翌日以降においてその日に最も近い休日でない日。）までに（低入札要綱第5条に定める低入札調査対象者が発生した場合又は談合情報があった場合又は入札結果に不自然さがあった場合又はくじ引きを実施する場合等入札結果を確定するのに時間を要する場合は、入札結果確定後速やかに）行うものとする。	の翌日以降においてその日に最も近い休日でない日。）までに（低入札要綱第5条に定める低入札調査対象者が発生した場合又は談合情報があった場合又は入札結果に不自然さがあった場合又はくじ引きを実施する場合等入札結果を確定するのに時間を要する場合は、入札結果確定後速やかに）行うものとする。
13の2 落札決定 (1) 落札仮決定者は、落札仮決定の通知日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に配置予定技術者を専任で配置することが可能か（可能なかの通知を行わなければならない。） 落札仮決定者が上記の通知を期限内に行わなかった場合は、配置予定技術者を専任で配置することが不可能である通知が行われたものとみなす。	13の2 落札決定 (1) 落札仮決定者は、落札仮決定の通知日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に配置予定技術者を専任で配置することが可能か（可能なかの通知を行わなければならない。） 落札仮決定者が上記の通知を期限内に行わなかった場合は、配置予定技術者を専任で配置することが不可能である通知が行われたものとみなす。
(2) 落札決定は、契約担任者が落札仮決定の通知を行い、落札仮決定者が契約担任者に配置予定技術者を専任で配置できる旨の通知を行い、契約担任者が当該通知を受け付けた時に本決定となる。 (3) 落札本決定日を諸要綱及び要領等における落札決定日とする。 (4) 契約担任者は、落札仮決定者より配置予定技術者を専任で配置することができない旨の通知を受けた場合は、「総合評価落札方式（標準型）落札者決定基準」2を満たす者のうち落札仮決定者の次に評価値の高い者（以下「次順位者」という。）に落札仮決定の通知を行う。この場合においては、(1) から (3) の規定を準用する。 (5) (4) の規定は、次順位者以外に落札仮決定者となる者がある場合に	(2) 落札決定は、契約担任者が落札仮決定の通知を行い、落札仮決定者が契約担任者に配置予定技術者を専任で配置できる旨の通知を行い、契約担任者が当該通知を受け付けた時に本決定となる。 (3) 落札本決定日を諸要綱及び要領等における落札決定日とする。 (4) 契約担任者は、落札仮決定者より配置予定技術者を専任で配置することができない旨の通知を受けた場合は、「総合評価落札方式（標準型）落札者決定基準」2を満たす者のうち落札仮決定者の次に評価値の高い者（以下「次順位者」という。）に落札仮決定の通知を行う。この場合においては、(1) から (3) の規定を準用する。 (5) (4) の規定は、次順位者以外に落札仮決定者となる者がある場合に

総合評価落札方式（標準型）試行要領 新旧対照表

改正後	現行
準用する。 (6) 配置予定技術者を専任で配置することができないにもかかわらず(1)により配置予定技術者を専任で配置できる旨の通知をしたことが判明した場合は、長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成12年4月27日付け長崎県告示第599号の6）に基づく指名停止措置を講ずるものとする。 また、配置予定技術者を専任で配置することができないにもかかわらず契約を締結した場合は、建設業法第26条第3項に抵触することとなるので、厳に注意すること。 (7) 契約担任者は、落札者が決定した場合は、直ちに別に定める様式により全ての入札参加者に対し、落札者決定の通知をするものとする。	準用する。 (6) 配置予定技術者を専任で配置することができないにもかかわらず(1)により配置予定技術者を専任で配置できる旨の通知をしたことが判明した場合は、長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成12年4月27日付け長崎県告示第599号の6）に基づく指名停止措置を講ずるものとする。 また、配置予定技術者を専任で配置することができないにもかかわらず契約を締結した場合は、建設業法第26条第3項に抵触することとなるので、厳に注意すること。 (7) 契約担任者は、落札者が決定した場合は、直ちに別に定める様式により全ての入札参加者に対し、落札者決定の通知をするものとする。
<u>14 削除</u>	<u>14 工事費内訳書のヒアリング</u> 契約担任者は、工事品質リスクの算定を行うにあたり、必要に応じ確認のため提出された工事費内訳書のヒアリングを行うことができる。
<u>14 落札結果の公表</u> 契約担任者は、13の2（7）により落札者決定の通知をした場合は、直ちに落札結果を公表するものとする。	<u>15 落札結果の公表</u> 契約担任者は、13の2（7）により落札者決定の通知をした場合は、直ちに落札結果を公表するものとする。
<u>15 秘密の保持</u> この要領に基づき入札参加者から提出された技術資料は、総合評価に関する審査結果を除き、公表しないものとする。	<u>16 秘密の保持</u> この要領に基づき入札参加者から提出された技術資料は、総合評価に関する審査結果を除き、公表しないものとする。

総合評価落札方式（標準型）試行要領 新旧対照表

改正後	現行
16 価格以外の評価内容の担保 (1) 契約担任者は、採用された技術提案について、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について、工事請負契約書において取り決めておくものとする。 (2) 契約担任者は、採用された技術提案が履行できなかった場合において、再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行うことができるものとする。また、評価した技術提案等を満たさなかったものがある場合は、工事成績評定の減点を行うものとする。 (3) 契約担任者は、工事の施工時において要求する評価項目があり、落札者が技術資料でその履行を誓約した場合で、履行が確認できなかった場合は、工事成績評定の減点を行うものとする。 (4) (2) 及び (3) において、落札者の責によらない場合は除くものとする。	17 価格以外の評価内容の担保 (1) 契約担任者は、採用された技術提案等について、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について、工事請負契約書において取り決めておくものとする。 (2) 契約担任者は、採用された技術提案等が履行できなかった場合において、再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行うことができるものとする。また、評価した技術提案等を満たさなかったものがある場合は、工事成績評定の減点を行うものとする。 (3) 契約担任者は、工事の施工時において要求する評価項目があり、落札者が技術資料でその履行を誓約した場合で、履行が確認できなかった場合は、工事成績評定の減点を行うものとする。 (4) (2) 及び (3) において、落札者の責によらない場合は除くものとする。
16の2 提出期限等の特例 競争参加資格委員会（一般競争入札要綱第2条第5号に規定する「競争参加資格委員会」をいう。）は、対象工事の緊急性が高く早期の着工を要する場合、対象工事の施工に高度な技術力を必要とするため審査手続に時間を要する場合その他正当な理由がある場合は、5(1)、7(1)及び10(1)の規定にかかわらず、提出期限、通知期限等を短縮し、又は延長することができる。	17の2 提出期限等の特例 競争参加資格委員会（一般競争入札要綱第2条第5号に規定する「競争参加資格委員会」をいう。）は、対象工事の緊急性が高く早期の着工を要する場合、対象工事の施工に高度な技術力を必要とするため審査手続に時間を要する場合その他正当な理由がある場合は、5(1)、7(1)及び10(1)の規定にかかわらず、提出期限、通知期限等を短縮し、又は延長することができる。

総合評価落札方式（標準型）試行要領 新旧対照表

改正後	現行
17 その他 (1) この要領の契約時における工事請負契約書は、長崎県建設工事執行規則第12条第1項に規定する長崎県建設工事標準請負契約書によるものとし、「総合評価落札方式（標準型）契約書約定事項」に定める条項を約定しておくものとする。 (2) この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は別に定める。	18 その他 (1) この要領の契約時における工事請負契約書は、長崎県建設工事執行規則第12条第1項に規定する長崎県建設工事標準請負契約書によるものとし、「総合評価落札方式（標準型）契約書約定事項」に定める条項を約定しておくものとする。 (2) この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は別に定める。
18 施行期日 この要領は、平成19年1月19日から施行する。 この要領は、平成19年3月15日から施行する。 この要領は、平成19年12月10日から施行する。 この要領は、平成20年4月1日から施行する。 この要領は、平成20年7月22日から施行する。 この要領は、平成20年7月31日から施行する。 この要領は、平成21年1月5日から施行する。 この要領は、平成22年9月1日から施行する。 この要領は、平成22年9月1日から施行する。 この要領は、平成25年7月1日から施行する。	19 施行期日 この要領は、平成19年1月19日から施行する。 この要領は、平成19年3月15日から施行する。 この要領は、平成19年12月10日から施行する。 この要領は、平成20年4月1日から施行する。 この要領は、平成20年7月22日から施行する。 この要領は、平成20年7月31日から施行する。 この要領は、平成21年1月5日から施行する。 この要領は、平成22年9月1日から施行する。 この要領は、平成22年9月1日から施行する。